

## ●認定農業者の対象

農業経営のスペシャリストを目指す意欲があり、5年後に一定の農業所得水準を目標に掲げることができる農業者が対象になります。

☆男性・女性の別は一切問いません。また、年齢制限もありません。

☆これから新たに就農を考えている方も対象です。

☆露地栽培や施設栽培などの営農類型を問わず対象になります。

## ●認定農業者のメリット

### ○資金の融通

「農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）」、「農業経営改善促進資金（スーパーS資金）」は認定農業者のみ借りることができます。また、認定農業者も対象の「農業近代化資金」についても、金利や融資率の優遇があります。

資金名	スーパーL資金	スーパーS資金	農業近代化資金
資金用途	農地取得等長期資金	種苗代等短期運転資金	農業施設等長期運転資金
融資率	100%	100%	100%
貸付限度額	個人：3億円 法人：10億円	個人：500万円 法人：2,000万円	個人：1,800万円 法人：2億円

### ○農業者年金

認定農業者で青色申告者の場合、保険料の国庫助成があります。また、支払った保険料は全額、社会保険料の控除の対象となる場合があります。

### ○経営所得安定対策

畑作物直接支払交付金と収入減少影響緩和交付金の申請が可能になります。

### ○裾野市農業機械等導入事業補助金

ハウスなどの農業用施設やコンバインなどの農業用機械の購入経費の一部を補助しています。

## ●認定農業者になるための手順

認定を受けたい農業者は、自らの経営を改善・拡大する目標と達成方法を内容とする「農業経営改善計画認定申請書」を作成し、市農林振興課窓口へ提出します。その後、裾野市担い手育成総合支援協議会で審査します。申請書の内容が、市の定める基本構想に相当であると認めた場合、認定を受けることができます。

